



# 神奈川県 消防設備会報

第32号 平成27年1月



横浜港大棧橋とダイヤモンド・プリンセス号

一般財団法人 **神奈川県消防設備安全協会**

〒231-0023  
横浜市中区山下町1シルクセンター4F  
TEL 045-201-1908  
FAX 045-212-0971  
<http://www.02-ksk.or.jp>  
E-mail: info@02-ksk.or.jp

消防設備会報 1月号 目次

新年のあいさつ

(一財)神奈川県消防設備安全協会理事長 西津英二	1
神奈川県安全防災局長 和田久	2
神奈川県消防長会会長 南部浩一	3

表彰の榮譽に輝いた方々	4
-------------	---

<b>特報</b> 平成27年4月より神奈川県の消防設備保守点検に最低制限価格の導入が決定	5
---	---

寄稿・消防機関から

消防用設備等点検報告時の留意事項について

相模原市消防局 参事兼予防課長 田後秀雄	11
----------------------	----

寄稿・業界通信

災害と防災の歴史について

能美防災株式会社 横浜支社 CSサービス課長 平田克之	14
-----------------------------	----

平成26年度各種講習会の結果概要 (中間)	16
-----------------------	----

かながわ防災フェアへの参加	19
---------------	----

寄稿・点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 隆徳会 指定介護老人福祉施設

サニーヒル横須賀 施設管理担当顧問 小川修司	20
------------------------	----

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を !!	21
------------------------	----

通知・通達等 (平成26年6月以降)	22
--------------------	----

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表	23
---------------------------	----

協会からのお知らせ (新規会員のご紹介・事務局からのお知らせ)	24
---------------------------------	----

**表紙：横浜港大棧橋とダイヤモンド・プリンセス号**

マリンシャトルから撮影した、大棧橋に停泊するダイヤモンド・プリンセス号です。

全長290m、総トン数116,000トンのダイヤモンド・プリンセス号は、客室数1,337室。そのうちの748室には専用バルコニーが配されている豪華客船です。2013年5月に初めて入港し、2014年には10数回、2015年も4月29日をはじめ多数の寄港予定があります。

開国の街横浜、大棧橋には、2015年3月、5月、10月に10万トンを超える大型客船や小型客船の初入港が予定され、また3月には、3代目クイーン・エリザベス号(2014年3月初入港)が2度目の入港予定です。



## 新年のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会  
理事長 西津 英二

平成27年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

神奈川県消防設備安全協会の業務運営につきましては、会員の皆様、行政機関、そして関係団体の皆様に平素から多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに、心より厚くお礼申し上げます。

当協会も、平成25年4月の非営利型一般財団法人化を契機として、法人の目的である消防用設備等の設置及び維持管理の適正化に必要な事業を推進し、火災その他の災害から生命身体の安全を確保し、被害の軽減を図って、社会公共の福祉の増進に寄与することを目指して一層努力しているところです。

さて昨年も、広島市内での土砂災害や長野県御嶽山の噴火災害など全国各地で豪雨、噴火、地震などの自然災害が発生し、多数の方々が犠牲となられました。犠牲となられた方々に、深く哀悼の意を表します。地震や台風などの自然災害は、発生そのものを防ぐことができませんが、火災などは予防・防止対策を講じることで基本的に「防止」することができます。

我々消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「県民、市民の生命と財産を守る」という社会的責任、使命があります。今こそ協会会員が力を合わせ、職業人としての高い倫理観と責任感を持って一致団結して取り組んでいく必要があると思います。

この様な中、昨年9月から12月に掛けての「神奈川県議会本会議の動き」について、会員の皆様に最大の朗報をお知らせすることができました。その内容は、平成22年から毎年神奈川県に対して要望してまいりました「消防設備点検業務委託の最低制限価格の導入」が平成27年4月実施と決定し、併せて最低制限価格の率が80%に決定しました。永年の地道な要望活動が実を結び、大変喜ばしい第一歩を踏み出すことができました。これもひとえに、協会会員皆様方のご協力の賜物と感謝申し上げます。

今度は、私たち業界側が責任を果たす番です。

手抜き点検や価格破壊を行う悪徳事業者を排除し、業界が力を合わせて低価格競争から抜け出し、そして、いかに適正な保守点検を実施していくかが問われてきます。業界自らが襟を正すことを求められてくるのです。

いかなる業界であろうとも、社会の中で経済活動を発展させていくには、業界として、公正かつ適正価格での競争が必要不可欠であり、何よりも各業者一社一社のコンプライアンスに基づいた活動が必要です。

本年も、業界活動の繁栄をめざして、会員の皆様とともに今まで以上に手を携えて活動していく決意でございますので、引き続きのご支援をお願いし、新年のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。



## 新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長  
和田 久

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただいております、深く敬意を表します。

さて、昨年を顧みますと、2月の関東甲信地方での記録的な大雪、8月の広島県での大雨による土砂災害、9月の御嶽山噴火、11月の長野県北部を震源とする震度6弱の地震など、全国各地で大規模な災害が相次いで発生し、甚大な被害に見舞われました。

本県においても、大規模な地震や津波、火山噴火、局地的豪雨など、自然災害への備えは喫緊の課題となっており、そのためには、市町村、県、国をはじめ多くの機関が連携した、広域的な対応が必要となります。

そこで、県では、昨年9月には、地震発生時の安全確保行動を県内全域で行う「かながわシェイクアウト」（いっせい防災行動訓練）や、大規模災害発生時の救急医療等を主体とした実践的訓練である「ビッグレスキューかながわ」、10月には、山梨、静岡、神奈川の三県による「富士山火山三県合同防災訓練」を実施するなど、関係機関と連携し大規模災害に備えて取り組んでいます。

また、自然災害に限らず、昨年1月には三菱マテリアル四日市工場の爆発事故、5月には東京都町田市の作業場でマグネシウム火災が発生し、火災の危険性や予防の重要性を改めて認識させられたところです。

また、近年、宿泊施設や社会福祉施設などで、多くの死傷者を伴う火災が発生していることから、昨年、消防法令等の防火基準に適合している施設の情報を利用者に提供する「防火対象物適合表示制度」や、重大な消防法令違反がある場合に公表する「違反対象物公表制度」が開始されました。

このような中で、貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されているところであります。

県といたしましては、消防機関や貴協会をはじめとする関係機関としっかり連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後ともより一層、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



## 新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

南部 浩一

平成27年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

貴協会の皆様には、平素から消防行政の推進に格別な御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚くお礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導や講習会の開催をはじめ、防火安全思想の普及・啓発、点検済表示制度の普及促進など、様々な事業をとおして地域の防火・防災に御尽力され、県民の安全・安心のため腐心されておりますことに深く感謝申し上げます。

さて、東日本大震災から間もなく4年を迎えようとしておりますが昨年も国内外で多くの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらすとともに多くの尊い人命と貴重な財産を失いました。国内では、8月には、広島市安佐北区、安佐南区において、複数箇所で大規模な土砂崩れが発生し、全壊、半壊を含めて361棟、死者74名うち消防職員が1名殉職されました。

また、9月には、長野県御嶽山で大規模な噴火が発生し、死者56名、負傷者69名、未だに6名の行方が不明となっているところです。11月には、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、震度6弱で長野市、小谷村近辺で、全壊、半壊を含めて93棟、重傷10名、軽傷36名の被害があったところです。

国外においては、地球温暖化の傾向から台風はもとより、ハリケーン、サイクロンなどが巨大化し、大きな被害をもたらしており、地震の発生も多くなってきております。

これら異常気象に伴う風水害への対応や発生頻度が高いといわれている首都直下地震をはじめ南海トラフを震源とする巨大地震への取り組みも喫緊の課題であります。

私どもは、こうした災害の実態をしっかりと踏まえながら、県民の皆様の安全・安心の確保に努めるためには、各消防本部が連携を強固にして、消防の広域化への対応をはじめ、緊急消防援助隊の即応体制の強化、消防・救急無線のデジタル化の推進、高齢化の進展により増大する救急需要対策、住宅用火災警報器の設置、維持の促進など諸施策を積極的に推進してまいり所存でございます。取り分け、社会福祉施設や有床診療所における違反是正の徹底など防火安全対策の推進や住宅用火災警報器の設置、維持の促進には、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございます。

どうか今後とも、県民の皆様の安全・安心の負託にこたえるため、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げます。新年の挨拶とさせていただきます。

## 表彰の栄誉に輝いた方々

### 消防庁長官表彰

竹 洞 勉 様 株 式 会 社 東 弘 商 会 代 表 取 締 役

### 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

朝 倉 和 美 様 有 限 会 社 ヤ マ ト 消 防 設 備 代 表 取 締 役  
柏 木 重 徳 様 株 式 会 社 日 報 防 災 代 表 取 締 役  
土 田 宏 様 株 式 会 社 ア キ タ 代 表 取 締 役  
坂 口 高 雄 様 株 式 会 社 マ ル ヤ マ 代 表 取 締 役

#### 〈表彰式〉

日 時 平成26年11月4日（火） 午後3時30分～

場 所 明治記念館 表彰式「蓬莱の間」、祝賀会「富士の間」

表彰式当日は秋晴れに恵まれ、受賞者の皆さん、消防庁幹部、安全センター、来賓など多数ご出席のもと、盛大に挙行されました。

式は、坂本森男消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者等表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センター襲田正徳理事長から、安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

受賞者に対して、全国消防長会会長である東京消防庁の大江秀敏消防総監から祝辞が述べられました。

午後5時からは、参議院議員の片山虎之助議員（維新の党、比例）、磯崎陽輔議員（自民党、大分県）、衆議院議員の務台俊介議員（自民党、長野県）などの国会議員の方々も参加して祝賀会が行われました。



（写真は左から） 朝倉和美様 竹洞 勉様 坂口高雄様  
西津英二理事長 土田 宏様 柏木重徳様

**特  
報**

## 平成27年4月より神奈川県の消防設備保守点検に 最低制限価格の導入が決定

神奈川県議会本会議の9月代表質問と12月一般質問で、自民党の桐生秀昭県議（横浜市港南区選出）と八木大二郎県議（相模原市緑区選出）が消防設備保守点検業務委託への最低制限価格の導入について質問に立ち、神奈川県の黒岩祐治知事と県当局の木村博嗣会計局長から、最低制限価格入札の実施時期を「平成27年4月実施」、最低制限価格率を「80%」にするとの回答を得ました。

平成22年度から当協会と関係5団体の協同組合（神奈川県防災消防協同組合、防災かながわ協同組合、横浜市防災機器販売協同組合、川崎市消防設備協同組合、相模原市防災設備協同組合）の合同で毎年要望活動を実施してきましたが、ようやく実を結び、第一歩を踏み出すことができました。大変喜ばしいことです。

今後この制度の導入に向けた県当局からの通知等があった場合は、随時、お知らせします。

最後に、当協会からの要望に対する県からの回答書を平成26年12月22日付けで自民党神奈川県連を通じて受領しましたので、併せて掲載します。

### 【要望事項1】

神奈川県会計局調達課所管の消防設備保守点検業務委託（営業種目「消防施設保守管理委託」で入札を行う業務）の入札に当たって、平成24年度入札分から「労働関係法規遵守状況調査」を入札要件として実施しているが、低価格入札に歯止めがかかっていない。

そこで、平成24年1月から既に導入済みの横浜市方式と同様、神奈川県においても、人件費比率が高い業務委託等への最低制限価格の導入を是非とも図っていただきたい。

#### ◀県当局側からの回答▶

庁舎や県民利用施設については、利用される方の、いのちや安全確保の視点からも、業務の質を維持することが重要であると考えています。

そこで、県民のいのちに関わる施設の保守管理については、労働者の常時配置がない職種でも、最低制限価格制度の適用について、検討してまいります。

### 【要望事項2】

神奈川県会計局調達課所管以外の消防設備保守点検業務委託の入札に当たっても、実態を調査し、消防設備保守点検業務委託が適正に実施されるよう責任を持って指導すること。

#### ◀県当局側からの回答▶

県民のいのちに関わる施設の保守管理については、労働者の常時配置がない業種でも、最低制限価格制度の適用について、検討してまいります。

【要望事項3】

現下の中小企業等を取り巻く本県経済の低迷の状況に鑑み、入札の実施にあたっては、県内企業について配慮すること。

《県当局側からの回答》

本県では、県内企業の受注機会の確保のため、業務委託等の入札を実施する場合、250万円以下の発注について、指名競争入札により、原則として県内に本店を有する事業者であることを入札参加要件とし、250万円を超える発注については、一般競争入札により、原則として県内に本支店を有する事業者であることを入札参加要件としています。

1. 自民党神奈川県連への要望書の「写し」

平成26年 7月10日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

入札制度に関する要望について  
(消防設備保守点検業務委託への最低制限価格の導入)

神奈川県では、消防設備保守点検業務委託について、平成24年度入札分から「労働関係法規遵守状況調査」を入札要件として実施していただいておりますが、県民の生命、安全確保を使命とする我々の業務に御理解いただくとともに、公正、適正な入札制度の導入を行っていただくため、次の点を要望します。

1 調達課所管の消防設備保守点検業務委託(営業種目「消防施設保守管理委託」で行う業務)の入札に当たって、「労働関係法規遵守状況調査」を入札要件として実施していただいているが、低価格入札に歯止めがかかっていない。

そこで、平成24年1月から既に導入済みの横浜市方式と同様、神奈川県においても、人件費比率の高い消防設備保守点検業務委託への最低制限価格の導入を是非とも図っていただきたい。

2 調達課所管以外の消防設備保守点検業務委託の入札に当たっても実態を調査し、消防設備保守点検業務委託が適正に実施されるよう責任を持って指導していただきたい。

3 現下の中小企業等を取り巻く本県経済の低迷の状況に鑑み、入札の実施にあたっては県内企業について配慮していただきたい。

以 上

2. 要望団体（当協会と5協同組合）

（一財）神奈川県消防設備安全協会 理事長 西津 英二  
住所 神奈川県横浜市中区山下町1番地  
電話 045-201-1908

神奈川県防災消防協同組合 代表理事 石田 正  
住所 神奈川県横浜市中区扇町二丁目4番地3  
電話 045-633-2073

防災かながわ協同組合 代表理事 竹洞 勉  
住所 神奈川県大和市上和田1149番地1  
電話 046-279-4900

横浜市防災機器販売協同組合 代表理事 木内 忠  
住所 神奈川県横浜市旭区白根一丁目20番18号  
電話 045-954-5011

川崎市消防設備協同組合 代表理事 工藤 修  
住所 神奈川県川崎市幸区下平間四丁目223番  
電話 044-280-6891

相模原市防災設備協同組合 代表理事 一宮 英雄  
住所 神奈川県相模原市南区上鶴間本町四丁目48番8号  
電話 042-740-1222

3. 神奈川県議会「9月本会議」の代表質問と答弁（要旨）

- ①日 時： 平成26年9月10日（水）13時～
- ②議 会： 本会議の代表質問1日目の1番目
- ③質問者： 自民党政務調査会会長 桐生秀昭県議（横浜市港南区選出）
- ④答弁者： 黒岩祐治神奈川県知事

⑤桐生県議の質問要旨

入札制度の改善に関する質問の2点目は、「一般業務委託の入札制度の改善について」である。  
一般業務委託への最低制限価格制度の導入については、労働集約型でかつ労働者が常時配置される業務について、平成21年度から庁舎建物等清掃に導入し、平成23年度からは警備受付や建物設備保守管理、そして総合建物管理に拡大されたところである。

一方、消防施設保守管理などの保守点検に係る業種については積算の大半を人件費が占める労働集約型の業務であるが、労働者が常時配置されるものではないために、未だ最低制限

価格制度が導入されていない。

しかしながら、県の管理する建物の消防施設の保守や点検は、施設を利用する県民のいのちや安全に直結するものである。

そこで知事に伺いたい。

消防施設保守管理のような県民のいのちや安全に関わる業種については、最低制限価格制度を導入することで、ダンピングの防止を図り適正な業務の履行を確保する必要があると考える。知事の見解を聞きたい。

⑥黒岩知事の答弁要旨

一般業務委託の入札制度の改善についての質問があった。

現在、一般業務委託の入札については、業務の質の確保や雇用への影響に配慮するという観点から、庁舎建物等清掃など4つの業種に限定して、最低制限価格制度を導入している。

これは、労働集約型の仕事の中でも、特に労働者が常時配置されている場合は、契約金額の多寡が、業務の質に直接影響することから、行き過ぎた価格競争を防ぐためである。

一方、消防施設保守管理やエレベータ保守、電気通信設備保守、汚水処理施設等保守の業種については、同じ労働集約型ではあっても、労働者の常時配置が無いことから、最低制限価格制度を適用していない。

そうした中で、これらの業種についてここ数年、落札価格が予定価格の30%前後の極端な低価格入札も見られることから、調査を実施することで質の確保に努めてきた。

しかし、施設の保守管理において過度の価格競争がさらに進めば、委託業務の質の低下を招き、ひいては事故につながりかねない懸念も生じる。

特に、多くの人が訪れる庁舎や県民利用施設については、利用される方のいのちや安全確保の視点からも、業務の質を維持することが重要。

そこで、県民のいのちに関わる施設の保守管理については、労働者の常時配置がない業種でも、最低制限価格制度の適用について検討していく。

⑦桐生県議の代表質問の最後（要望）

最後に、要望をさせていただく。

知事からは、一般業務委託の最低制限価格率の設定に向けた取組を行っていただけるとの答弁をいただいた。知事のご英断を評価いたしたい。

特に、消防施設の保守管理業務は知事の発言にもあったとおり、県民のいのちにも関係する重要な業務である。設計金額の3割、4割で入札するような業者は、不良業者として排除していただくようなことを強く要望する。

4. 神奈川県議会「12月本会議」の一般質問と答弁（要旨）

- ①日 時： 平成26年12月17日（水）14時～
- ②議 会： 平成26年第3回定例会の本会議
- ③質問者： 自民党 八木大二郎県議（相模原市緑区選出）
- ④答弁者： 県当局 木村博嗣会計局長

⑤自民党： 八木県議の質問要旨

入札制度の改善についての質問である。

地方公共団体における物品やサービスの調達につきましては、地方自治法等により原則として競争入札とされている。しかし単に安ければ良いというものではない。激しい価格競争により低価格入札が低価格入札を呼び、ひいては予定価格を大幅に下回る極端な低価格入札により、必要以上の労務費の切り下げや、業務の質の低下につながってはならないと考える。

そのためには、適正な競争環境を整えてダンピングを防止し、業務の質を確保するとともに、不良業者を排除し業者の疲弊を防ぐことが重要である。

こうしたこともあって今年（26年）9月の代表質問において、わが会派の桐生秀昭議員から、一般業務委託の入札制度に関連をして消防施設保守管理のような県民のいのちや安全に関わる業種については、最低制限価格制度を導入することで、ダンピングの防止を図り、適正な業務の履行を確保する必要があるのではないかと質問をしたところである。

これに対し知事から、「県民のいのちに関わる施設の保守管理については、労働者の常時配置がない業種でも、最低制限価格制度の適用について検討していく。」との答弁があった。施設の保守管理業務については過度の価格競争を防止し、業務の質を確保するため、また地域経済のデフレ傾向に歯止めをかけるという意味でも早急に最低制限価格制度の導入を図るべきだと考える。

そこで会計局長に伺いたい。

県の施設の保守管理業務について、最低制限価格制度を早急に適用すべきと考えるが、9月の本会議での知事答弁を踏まえた今後の対応について伺いたい。

⑥県当局： 木村博嗣会計局長の答弁要旨

入札制度の改善について、お尋ねがあった。

一般業務委託の入札における最低制限価格制度については、これまで、労働集約型で労働者が常時配置される庁舎清掃など4業種について適用してきたところである。

しかし労働者の常時配置がない業種でも、今年（26年）9月の本会議で知事が答弁いたしましたように、多くの方が訪れる庁舎や県民利用施設については、利用される方のいのちや安全確保の視点からも、業務の質を維持することが重要である。

こうした考え方に沿って、改めてどのような保守管理業務に最低制限価格制度を適用すべきか検討してきた。

そして今回新たに、①消防施設保守管理や、②エレベータ保守、③電気通信設備保守、④汚水処理施設等保守の4つの業種を対象に、人件費が大半を占めると認められる業務の場合は、制度を適用することとした。

これらの業務については、平成27年度予算の入札執行から、80%の最低制限価格率を設定することとする。

これにより、業務の質の確保を通じて県の施設を利用される県民のいのちと安全を守り、また併せて経済対策として県内企業の健全育成や労働者の賃金の維持にも、資するものと考えている。

今後、制度の適用に向けて準備を進め、来年（平成27年）1月から業界団体への説明や、事業者への周知を行っていく。答弁は以上である。

## 消防機関から

# 消防用設備等点検報告時の留意事項について

相模原市消防局

参事兼予防課長 田 後 秀 雄

### はじめに

消防法では、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対して消防法令に基づき設置されている消防用設備等や特殊消防用設備等の定期的な点検とその結果の消防機関への報告を義務付けており、一般的に消防用設備等点検報告制度と呼ばれています。

今回は、平成26年11月11日に神奈川労働プラザにおいて開催された『消防設備セミナー』において、私がお話をさせていただいた内容を概要版としてまとめさせていただきました。

### 1 消防用設備等点検報告制度のはじまり

昭和36年消防法施行令の制定により、消防用設備等の規制が全国的に制度化されましたが、その維持管理については、明確な基準がありませんでした。こうした中、消防用設備等の点検制度を発足させる2つの大きな火災が発生しました。

昭和47年に発生した千日デパート火災と昭和48年に発生した大洋デパート火災です。

この2件の大規模な火災により消防用設備等の機能不良や、電源が切られているなどの管理上の不備が指摘されたことを受け、消防用設備等の保守の徹底を期するため、消防用設備等の点検制度が創設されることとなり、昭和49年6月に消防法が改正・公布、昭和50年4月から施行されました。

### 2 消防用設備等点検報告制度の概要

消防法第17条の3の3では、建物の所有者、管理者又は占有者に対し、消防用設備等の点検とその結果報告についての履行義務を課しています。

#### (1) 資格者の点検

有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要とされる防火対象物は次のとおりです。

- ① 延べ面積1,000㎡以上の特定防火対象物
- ② 延べ面積1,000㎡以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定したもの（条例で定めていれば1,000㎡以上、又は指定なし）
- ③ 特定1階段等防火対象物（平成14年から）  
特定用途が地階又は3階以上にあり、直通階段が1箇所のもの（ただし屋外階段を除く）



### 3 消防用設備等点検報告時の留意事項

#### (1) 基本的事項に係る留意事項

消防署での受付時にまず確認する項目は次のとおりです。

- ア 点検実施日から概ね15日以内に提出されているかの確認
- イ 記入漏れ、落印（届出者・防火管理者・立会者）の確認
- ウ 点検者・資格者の一覧表における点検資格の確認及び受講年月日、受講期限の確認
- エ 防火対象物全体か、事業所のみかの点検範囲の確認
- オ 総括表又は点検票の不備事項の内容の確認

#### (2) 点検結果報告書に係る留意事項

- ア 届出者は、防火対象物の関係者（所有、管理、占有）とし、法人名、代表者名となります。
- イ 点検票は、原則防火対象物の棟ごとに作成し、令8条で区画されている場合は区画ごとに作成します。ただし、消防用設備等が一体となっているものについては一括して提出してください。
- ウ 報告書類は、原則「点検結果報告書」「点検票」ですが、消防長又は消防署長が認める場合には、「点検結果報告書」「点検結果総括表」「点検者一覧表」でよいとされております。

#### (3) その他事務の簡略化、郵送での受付などについては、管轄する消防本部又は消防署にお問い合わせください。

#### おわりに

消防用設備等点検報告制度は、いつ火災が発生しても確実に機能を発揮し、火災による被害を最小限に食い止めるよう、建物の関係者に維持管理させることを目的としております。

消防用設備等点検報告制度が発足して39年が経過し、建物の高層化、深層化、大規模化等に伴い、消防用設備等の設置数の増加や高機能化が進み、点検方法や点検に係る知識・技術についても複雑多様化していることと思いますが、神奈川県の点検報告率がさらにアップするようご尽力のほどよろしくお願い申し上げます。

## 業界通信

# 災害と防災の歴史について

能美防災株式会社 横浜支社

CS サービス課長 平田克之

人類は、炎と言う便利な手段を手にした事により、文明が発達しましたが、同時に制御できない炎は、財産、人命を奪う結果となりました。そして、その尊い人命、財産を守るために消防設備が開発され、整備されてきました。

日本において、組織的な消防組織が整備されるのは江戸時代以降で、江戸への一極集中の結果、人口密度が上がり、その結果大火と言われる火災が問題となりました。防火の対策としては、瓦屋、土塀、ウダツ（防火壁）の普及。消防の制度としては、定火消、町火消等の火消制度を整えました。

明治時代以降は、町火消を活用するとともに、警視庁内に消防隊が組織されました。

戦後、昭和23年3月7日警察と消防は分離され、消防組織が警察組織から独立します。

昭和36年4月1日には自動火災報知機の設置を義務付け、自動火災報知設備が全国に普及します。

その後も昭和49年の消防設備の既存遡及、点検制度の義務化等により規制は強化されました。そしてその後も尊い人命が失われるたびに消防法が改正され、今現在の消防法となっています。この消防法は長い年月と多くの犠牲により改善され、発達してきた法律です。その法律改正のきっかけとなった各火災事例を、平成に入ってから現在に至るまで、何点かご紹介したいと思います。

### ・平成2年3月18日 「長崎屋尼崎店」火災

4階寝具、インテリア売り場付近より出火、4階では初期消火作業が行われるが停電により断念、5階にいた従業員とゲームセンターにいた子供が取り残され、煙にまかれて死亡した。この建物はスプリンクラーの設置義務を逃れるため、設置基準ギリギリで建てられた建物でした。

この火災で、物販店のスプリンクラー設置義務が6000㎡から3000㎡に引き上げられました。

### ・平成13年9月1日 新宿歌舞伎町「明星56ビル」火災

3階マージャン店のエレベーター付近から出火。3階と4階にいた客と従業員が犠牲となりました。この建物は消防査察で指摘を受けても、テナントオーナーが変わるなどして改善されていない建物でした。

この火災を受けて16項 - イの自動火災報知設備設置義務が500㎡から300㎡。性風俗店が2項 - ハに分類。特定1階段防火対象物の分類と管理強化。消火栓、連結送水管の耐圧義務化。防火対象物定期点検制度など消防法が強化されました。

・平成18年1月8日 長崎グループホーム「やすらぎの里さくら館」火災

リビングのたばこの不始末が火災の原因。

この火災を受けて、特別養護老人ホームの消防設備設置義務が変わります。

- ・スプリンクラーの設置義務が1000㎡から275㎡。
- ・自動火災報知設備の設置義務が300㎡から全て。
- ・消防機関へ通報する設備が500㎡から全て。
- ・消火器150㎡から全て。

・平成19年1月20日 兵庫県宝塚市カラオケボックス「ビート」火災

倉庫を改装しカラオケボックスとして使用（消防届無届）。

1階厨房より出火、消火器を使用して消そうとしたが、消火器が使用できず、初期消火に失敗。2階にいた客が逃げ遅れた。

この火災を受けて、カラオケボックス（個室店舗）が2項 - ニに分類される。

- ・自動火災報知設備の設置義務が300㎡から全て。
- ・全個室に音響装置を設置し、火災発生時、カラオケ等の音響装置の電源が切れるようにすること。

・平成25年10月11日 福岡県整形外科医院「安部整形外科」火災

1階温熱治療機より出火。防火戸の温度ヒューズは溶けていたが、扉は閉まっていなかった。火災を発見した看護師は、初期消火と119番通報をしないで、外に助けを求めた為、被害の拡大を招いた。いくら立派な消防計画が整備されていても、適正に運用されなければ全く意味がない。

このように、大きな火災が発生するたびに、後追いで消防法が改正されています。いくら消防法が改正されても、法律や、規制の弱いところで犠牲者が出ています。視点を変えてみると、今まで法律が強化されてきたホテルやデパートにおいて、ここ最近大きな火災がないのは、消防設備が適正に維持点検され、消防計画が適正に運用されているからです。

火災により被害を出せば、企業や個人は社会的信頼をなくし、社会的責任を追及され、廃業に追い込まれる例が多く見受けられます。

建物の水道や電気が故障しても一時的には不便を感じるかもしれませんが、消防設備が適正に維持されておらず、火災で犠牲者がでれば、建物の関係者は社会的制裁を受けるのです。

お客様の人命、財産、社会的信頼をまもる消防設備は、適正に施工され、適正に維持管理されてはじめて正常に動作するのです。

我々消防設備の施工、点検維持管理に関係する者は、お客様の人命、財産だけではなく、社会的信頼等を守る大変重要な仕事を行っているのです。消防設備の施工、維持管理に係るものは、誠実に業務に取り組む必要があると考えます。

## 平成26年度各種講習会の結果概要(中間)

平成26年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

### ◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備（1・2・3類）	10月10日、10月14日 11月7日、11月12日	452
警報設備（4・7類）	10月8日、10月16日、10月24日 11月5日、11月13日	869
避難設備・消火器（5・6類）	10月9日、10月17日、10月23日 11月6日、11月14日	632
計	14回	1,953

### ◆ 消防設備士受験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
6類	7月23日・7月24日	24
4類	7月23日・7月25日	19
計	3回	43

### ◆ 消防設備点検資格者本講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

#### 第1種

実施日	6月11日～6月13日	11月26日～11月28日	3月4日～3月6日	受講者合計
受講者数	122	94	—	216

#### 第2種

実施日	6月25日～6月27日	12月17日～12月19日	3月11日～3月13日	受講者合計
受講者数	140	113	—	253

※再考査者は受講者数に含めていません。

1種・2種合計 469

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	4月10日	4月21日	7月8日	7月15日	1月27日	2月4日	受講者合計
受講者	91	126	135	94	—	—	446

第2種

実施日	4月11日	4月22日	7月9日	7月16日	1月28日	2月5日	受講者合計
受講者	88	136	137	94	—	—	455

1種・2種合計 901

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	12月4・5日	受講者数	142
-----	---------	------	-----

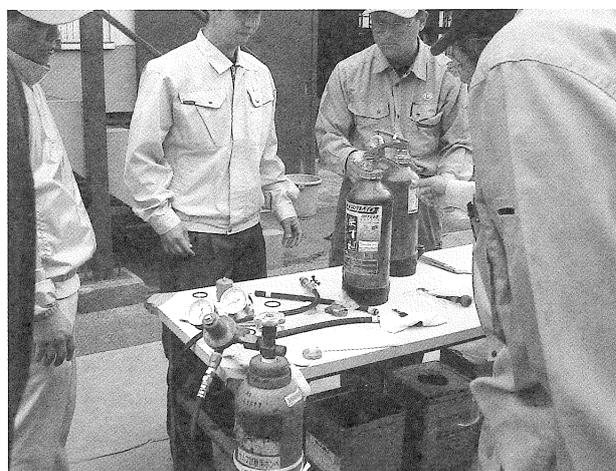
◆ 消防設備実務・実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象に、技能の向上及び点検表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所	受講者数
		会場	
自火報実務研修	9月5日	能美防災株式会社横浜支社	59
		かながわ労働プラザ	
消火器実技研修	9月19日	モリタ宮田工業株式会社	23
		(同上)研修室及び実験棟	



自火報実務研修 (能美防災株式会社横浜支社)



消火器実技研修 (モリタ宮田工業株式会社)

◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。

(1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実施日	24・25日	27・28日	5・6日	17・18日 30・31日	8・7日 27・28日	10・11日 25・26日
受講者数	166	72	45	214	215	207

月 別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	受講者合計
実施日	28・29日	18・19日	2・3日	15・16日	9・10日 19・17日	26・27日	
受講者数	51	109	135	—	—	—	1,214

※上記以外に（一財）日本防火・防災協会担当で5月、6月、7月、8月、10月、12月に講習会を行っています。

(2) 甲種防火管理再講習

実施日	11月18日	12月2日	3月26日	受講者合計
受講者数	51	42	—	93

※上記以外に（一財）日本防火・防災協会担当で5月、6月、7月、10月に講習会を行っています。

◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。

(1) 防火・防災併催講習

月 別	5月	8月	3月	受講者合計
実施日	19・20日	21・22日	9・10日	
受講者数	113	118	—	231

※上記以外に（一財）日本防火・防災協会担当で5月、3月に講習会を行っています。

(2) 防災管理再講習

実施日	8月21日	2月16日	受講者合計
受講者数	6	—	6

(3) 防火・防災管理再講習

実施日	8月21日	3月9日	受講者合計
受講者数	12	—	12

※上記以外に（一財）日本防火・防災協会担当で8月、3月に講習会を行っています。

## かながわ防災フェアへの参加

神奈川県総合防災センター主催による「かながわ防災フェア2014」が、平成26年9月21日（日）に開催されました。

当協会もフェアに参加し、関係団体等のご協力をいただいて家庭用防災機材コーナーを設け、展示、相談、普及啓発及び即売を行いました。

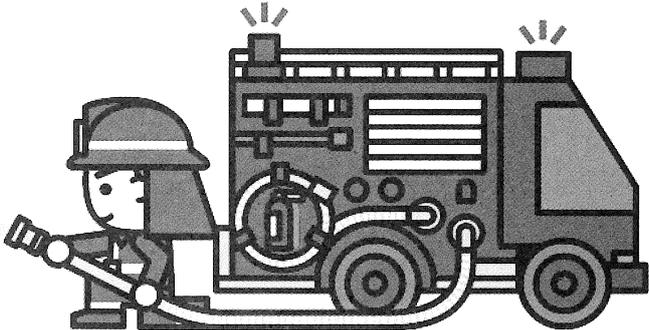
当日は、絶好の秋日和にも恵まれて多くの方々が来場されました。

参加者2,102名

神奈川県総合防災センター  
KANAGAWA DISASTER PREVENTION FAIR  
楽しく一日遊ぼうさい、学ぼうさい！  
かながわ防災フェア2014  
日時 2014 9.21 sun 9:30 ▶ 15:00  
会場 神奈川県総合防災センター  
消防用設備の安全チェックはレベルで!!  
検索

## — 2014年度全国統一防火標語 —

もういいかい  
火を消すまでは  
まあだよ



点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 隆徳会

指定介護老人福祉施設 サニーヒル横須賀

施設管理担当顧問 小川 修司

社会福祉法人隆徳会は、横須賀市長井と横浜市旭区の二か所で特別養護老人ホーム、デイサービス、ショートステイ等を運営する老人福祉施設を経営しておりますが、私が所属する「サニーヒル横須賀」は、平成10年1月に事業認可を受け、荒崎海岸に面した相模湾を一望できる高台に鉄筋5階建ての施設を設け、素晴らしい景観と太陽の日差しが燦々と降りそそぐ開放的なさわやかな場所で、16年間にわたり、高齢者の皆さんの社会復帰や健康増進、元気回復等に努めているところであります。



私共では、入所者等利用者の皆さんが安全で安心して生活できる環境づくりの一環として、防火防災対策に力を入れており、年間事業計画の中に、火災、地震、風水害等の災害を想定した防災訓練や火気使用設備器具等の自主点検実施項目を盛り込むなど、毎月、何らかの訓練、活動を行っております。

訓練としては、煙が蔓延する部屋の中を車椅子で通り抜ける煙体験、屋内消火栓を使って実際に放水する消火訓練、座式担架を使っての避難訓練等々枚挙に暇がないほど様々な訓練を行っていますが、いくら訓練を重ねても、その前提となる消防用設備等が、いざという時に有効に機能しなければ意味がありません。

一昨年、県消防設備安全協会から、毎年実施している消防用設備等の法定点検に「当協会の点検推進指導員をサニーヒル横須賀の関係者の一員という立場で、点検作業現場に立ち合わせ点検状況を確認させて貰いたい。」旨の申し出がありました。

法定点検は、信頼のおける専門業者に委託し行っていますが、点検作業に立ち会っている私共は、点検項目に対する具体的・専門的知識が無いことや業務多忙などもあって、実際は点検業者に任せているのが実情であり、無償で指導員を派遣していただく協会の申し出は、私共にとっても希望に沿うものでありました。

協会からの申し出もあり、今までに3回、指導員の立会いをお願いしていますが、いずれの指導員も専門的知識を有する元消防職員の方で誠実に公正中立な立場での立会いに、点検業者も、従来に増して慎重で丁寧に点検を行っている様子が窺えました。



過去に老人福祉施設で引き起こした火災を見ると、消防用設備等の維持管理が適切に行われていなかったために、火災の発見が遅れ、初期消火に失敗し、延焼が拡大し、多くの尊い人命を失うといったケースが散見されますが、そうした悲惨な事案を無くすためにも、協会が提唱する法定点検立会制度を今後も大いに活用させて頂きたいと思っています。

— 『安全・安心』の証 —  
**点検を終了したら『全国共通ラベル』の貼付を!!**

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、人口数、業態別防火対象物数及び消防用設備等設置義務対象物状況から見て、東京都に次ぐ規模にも関わらず、他県と比較すると十分とはいえない結果となっています。

平成26年度12月末の点検ラベル交付状況は、4月の消費税増税に伴い、昨年度より大幅に減少しており、経営状況が厳しい環境下におかれています。

このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るために、各種事業を強力に推進しておりますが、点検済表示登録会員皆様のなお一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

**点検済表示登録会員数**

区 分	平成26年3月末会員数	平成26年12月末会員数
1号表示会員	252	253
2号表示会員	12	12
計	264	265

— 消火器用 —



— 消火器以外の設備用 —



〈平成26年6月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第256号	6月13日	消防庁予防課長	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る利用促進等について
消防予第269号	7月1日	消防庁予防課長	消防用設備等の試験基準及び点検要項の一部改正について（通知）
消防予第281号	7月15日	消防庁予防課長	エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について
消防予第286号	7月25日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成26年6月1日時点）について
消防予第268号	7月28日	消防庁予防課長	「住宅防火・火災キャンペーン」の実施について
消防予第324号	8月5日	消防庁予防課長	夏祭り、花火大会等の行事に対する火災予防指導等の徹底について
消防予第332号	8月11日	消防庁予防課長	建築物防災週間（平成26年度上期）の実施について
消防予第165号 消防予第341号	8月19日	消防庁消防・救急課長 消防庁予防課長	立体道路制度の改正に係る消防行政上の留意事項等について（通知）
消防予第342号	8月20日	消防庁予防課長	有料老人ホーム等に係る防火対策の更なる徹底について
消防予第349号	9月3日	消防庁長官	平成26年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第350号	9月3日	消防庁予防課長	平成26年秋季全国火災予防運動の実施について
消防予第373号	9月24日	消防庁予防課長	平成26年度違反建築防止週間の実施に対する協力依頼について
事務連絡	10月2日	消防庁予防課	石油燃焼機器・カセットこんろ安全啓発リーフレット等の配付について
消防予第412号	10月16日	消防庁次長	消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について
消防予第466号 消防危第261号	11月13日	消防庁予防課 消防庁危険物保安室長	「ハロン消火剤を用いるハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」の一部改正について
消防予第473号	12月5日	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等の点検要領について（通知）
消防予第482号	12月12日	消防庁次長	「第61回文化財防火デー」の実施について（通知）
消防予第501号	12月15日	消防庁予防課長	特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令等の運用等について（通知）
事務連絡	12月26日	消防庁予防課	避難器具（緩降機）の訓練等における安全管理の徹底について

(一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中  
下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名		注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト						
8000	消防用設備六法			1,950		
8007	電気と機械の基礎知識			750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用		1,950		
8002		第4・7類用		1,230		
8003		第5・6類用		1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消火設備編		3,180		
8005		警報設備編		3,080		
8006		避難・消火器編		2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編		2,570		
8009		第1類		2,460		
8010		第4類		2,460		
8011		第6類		2,260		
一般参考図書						
8016	消防用設備等の型式失効一覧			2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携			3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携			3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携			3,590		
合計			部			

TEL 045-201-1908

FAX 045-212-0971

振込み銀行 横浜銀行 本店

普通預金：0093790

口座名義：(一財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。

## 協会からのお知らせ

### ○新規会員のご紹介

協会会員（敬称略）

（平成26年7月以降）

入会月日	種 別	事業所名	代表者	所在地
26年11月	賛助会員	三和シャッター（株）西関東営業部	高橋 輝彦	横浜市

### ○事務局からのお知らせ

#### 平成27年度消防設備点検資格者（資格所得）講習日程（予定）

種	月 日	定員	場所
1	平成27年 6月 9日（火）～11日（木）	150	神奈川県電気工事会館
2	6月16日（火）～18日（木）	150	
1	12月 9日（水）～11日（金）	150	
2	12月16日（水）～18日（金）	150	
1	平成28年 3月 2日（水）～ 4日（金）	150	
2	3月 9日（水）～11日（金）	150	

#### 消防設備点検資格者再講習について

消防設備点検資格者の受講期限は、免状を受けた日（交付年月日）以後における最初の4月1日から5年以内です。

今年度、神奈川県における再講習は終了いたしました。平成27年3月31日に免状の有効期限を迎える方はお問合せください。

#### 平成27年度講習日程（予定）

種	講習月日	定員	講習会場
1	平成27年 4月14日（火）	150	神奈川県電気工事会館
2	4月15日（水）	150	
1	4月21日（火）	150	
2	4月22日（水）	150	
1	7月14日（火）	150	
2	7月15日（水）	150	
1	7月16日（木）	150	
2	7月17日（金）	150	
1	平成28年 1月14日（木）	150	
2	1月15日（金）	150	
1	1月26日（火）	150	
2	1月27日（水）	150	

※平成22年4月1日～平成23年3月31日に免状を交付された方が受講対象者です。受講対象の方には（一財）日本消防設備安全センターから「再講習受講案内」が送付されますが、移転をされた方が住所変更を行っていないと届かないことがあります。住所変更は必ず行ってください。

## 防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

### 点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

#### 点検立会の依頼

\*点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

#### 点検立会確認書

\*保守・点検実施状況を確認する。

#### 点検立会確認書の通知

\*保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

#### 掲載・広報

\*保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

\*防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地  
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>